

三田市重層的支援体制整備事業実施計画

～三田市版誰ひとり取り残さない総合支援システムづくり
のための計画～

令和7年3月

三田市

目 次

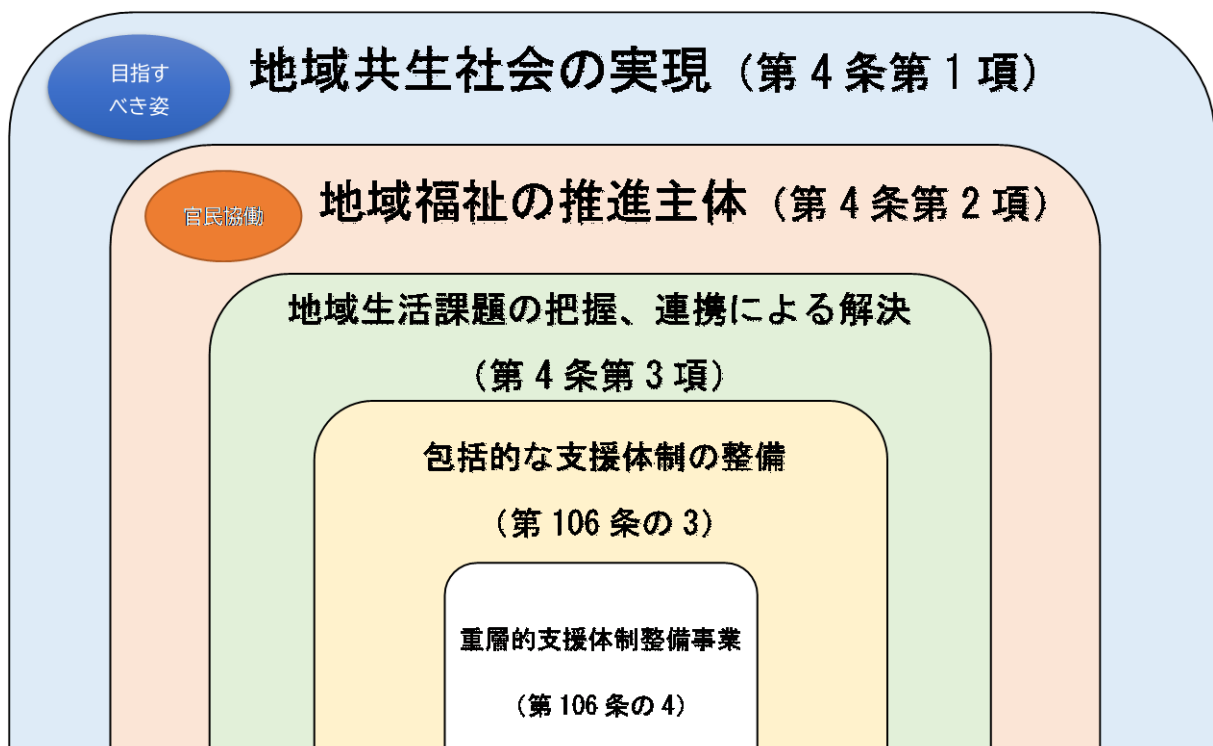
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	基本理念及び基本目標	3
5	基本方針	4
6	本市の重層的支援体制整備事業の考え方	4
7	重層的支援体制整備事業の概要	5
8	取り組み	7
	基本方針1 多機関が連携・協働する包括的な相談支援体制づくり	7
	基本方針2 多様な社会参加に向けた支援	9
	基本方針3 つながり、支えあう地域づくりに向けた支援	10
9	事業の推進体制	11
10	重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制について	13
	(1) 包括的相談支援事業	14
	(2) 参加支援事業	16
	(3) 地域づくり事業	16
	(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	18
	(5) 多機関協働事業	19

1 計画策定の趣旨

(1)計画策定の目的

重層的支援体制整備事業を実施することによって、本市における包括的支援体制を構築し、「共生のまち さんだ」（地域共生社会※）の実現を目指します。

※ 地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが「我が事」として共に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をいいます。（第3次三田市地域福祉計画より）



< 出典：厚生労働省 社会援護局 地域共生社会推進室の資料を改編 >

(2)計画策定の基本的な考え方

市町村には、社会福祉法（昭和26年法律第45号（以下「法」という。）第106条の3で「包括的な支援体制の整備」と、法第107条で「地域福祉計画の策定」を行うことが努力義務として課せられています。また、法第107条には、地域福祉計画に織り込む事項として『地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項』が規定されています。

このことを受け、市では第3次三田市地域福祉計画において、重層的支援体制整備事業の実施などにより包括的な支援体制を構築・推進することとしています。

よって、本計画は、第3次三田市地域福祉計画における重層的支援体制整備事業に関する事項を基本的に踏襲し、策定します。

2 計画の位置づけ

市は、第3次三田市地域福祉計画で掲げる「地域共生社会の実現」に向け、分野横断的に包括的な支援体制を構築するための手段として、「重層的支援体制整備事業」を実施します。

法第106条の5第1項で、『市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、法第106条の3第2項の指針に即して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとする。』と規定されており、本計画はそれに当るものとして策定します。

本計画により、具体的な市の考えや、事業内容等が見える化し、示すことで、関係機関との連携体制や、地域との協力体制を深めてまいります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

本計画は上位計画である三田市地域福祉計画の内容を踏まえる必要があることから、第3次三田市地域福祉計画の最終年度である令和9年度までを期間とし、令和9年度に次期本計画の策定作業を行います。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
三田市総合計画	第5次(前期基本計画：R4～R8、後期基本計画：R9～R13)				
三田市地域福祉計画	第3次(R5～R9)				
三田市重層的支援体制整備事業実施計画			本計画		

4 基本理念及び基本目標

本計画を「第3次三田市地域福祉計画」と一体的な計画として位置づけることや重層的支援体制整備移行準備事業での取り組み状況などを踏まえ、基本理念、基本目標を以下のように定めます。

○基本理念（※第3次三田市地域福祉計画の基本理念より）

誰もが自分らしく 安心して暮らせる 共生のまち さんだ を目指して

○基本目標（※第3次三田市地域福祉計画の基本目標より）

地域づくり支援、相談支援、参加支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を通じて、地域で社会的に孤立している人や必要な支援につながない人に気づき、適切な支援につながるように、包括的な支援体制を構築し、推進します。

また、誰もが自分の居場所を持ち、自身の役割と社会とのつながりを感じられる地域社会づくりを進めます。

<参考>

「地域で社会的に孤立している人や必要な支援につながない人」の見込数
明確に推し量るデータがないため、一つの参考数値となりますが、ひきこもりの人に関する内閣府の調査結果に基づく推計数が次のとおりです。

【R4年度 内閣府「こども・若者の意識と生活に関する」に基づく推計数】

- ・15歳から39歳のひきこもりの出現率：2.05%

令和6年9月末の三田市の人口（15～39歳）24,810人×2.05%≒509人

- ・40歳から64歳のひきこもりの出現率：2.02%

令和6年9月末の三田市の人口（40～64歳）37,242人×2.02%≒752人

三田市での推計値（令和6年9月末） 合計 1,261人

一方、関係する相談支援機関における令和5年度のひきこもりに関する相談支援件数（新規、継続の合計）は次のとおりです。

- ・生活安心サポートセンター 45件
- ・障害者総合相談窓口(きいてネット) 70件

計 115件

この差（1,261-115=1,146）が、すべて「地域で社会的に孤立している人や必要な支援につながない人」だという訳ではなく、既に相談支援機関等とのつながりを持っている人や、現在のところ支援を必要としない状態の人も含められると思われます。しかしながら、潜在的な支援対象者が一定数存在することは推測される状況です。

5 基本方針

計画を推進するにあたっての基本方針は、法に規定されている重層的支援体制整備事業の3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を本市の状況を踏まえて実施するため、以下の取り組みを基本方針とします。

- 基本方針1 多機関の連携・協働による包括的な相談支援体制づくり
- 基本方針2 多様な社会参加に向けた支援
- 基本方針3 つながり、支えあう地域づくりに向けた支援

6 本市の重層的支援体制整備事業の考え方

重層的支援体制整備事業は、一からまったく新しいものを作り出す取り組みではなく、既存の制度や事業は継続しつつ、そこに新たな事業（多機関協働事業や参加支援事業など）を加えて、市町村の実情に応じた包括的な支援体制に「再設計（リノベーション）」し、運用していく取り組みです。

現在の庁内各所属や各相談支援機関は、従来どおりにその業務を遂行し職責を果たしながら、リノベーションする枠組みに順応していくことが肝要となります。

そのことを前提として、高齢者・障害者・子ども・生活困窮等の課題への取り組みを「重層的支援体制整備事業」と紐づけ、分野横断的な包括的支援の体制に再設計して実施します。

市民からの相談は、各相談支援機関がまずは受けとめ、必要な支援につながるよう、支援者間の多機関連携を調整する機能を設置し、包括的なチーム支援の強化を図ります。

多機関連携によるチーム支援力を高めるには、職員一人ひとりの連携の意識をさらに高め、相談支援機関との連携体制、地域との協力体制を構築しながら、一步一步着実に進めていきます。

◆市が考える「重層的」の意味

- ①「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援を“重層的”に実施すること。
- ②課題に対して必要な支援・サービスを提供するために、支援関係機関が連携してチームとなって“重層的”に支援すること。
- ③市が行う重層的支援とともに、地域住民、事業者、NPOなどの多様な主体が参画し、“重層的”に支えあうこと。

※対象となる課題は、複雑化・複合化した課題だけでなく、広く市民が支援者を必要とする課題とします。こうした取組によって、早期把握・早期支援による早期解決の予防的な支援にもつなげていきます。

7 重層的支援体制整備事業の概要

法第 106 条の 4 に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域づくりへの支援の両面を通じて重層的な支援体制を整備するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の 3 つの支援を一体的に実施するものです。

(1) 包括的相談支援（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）

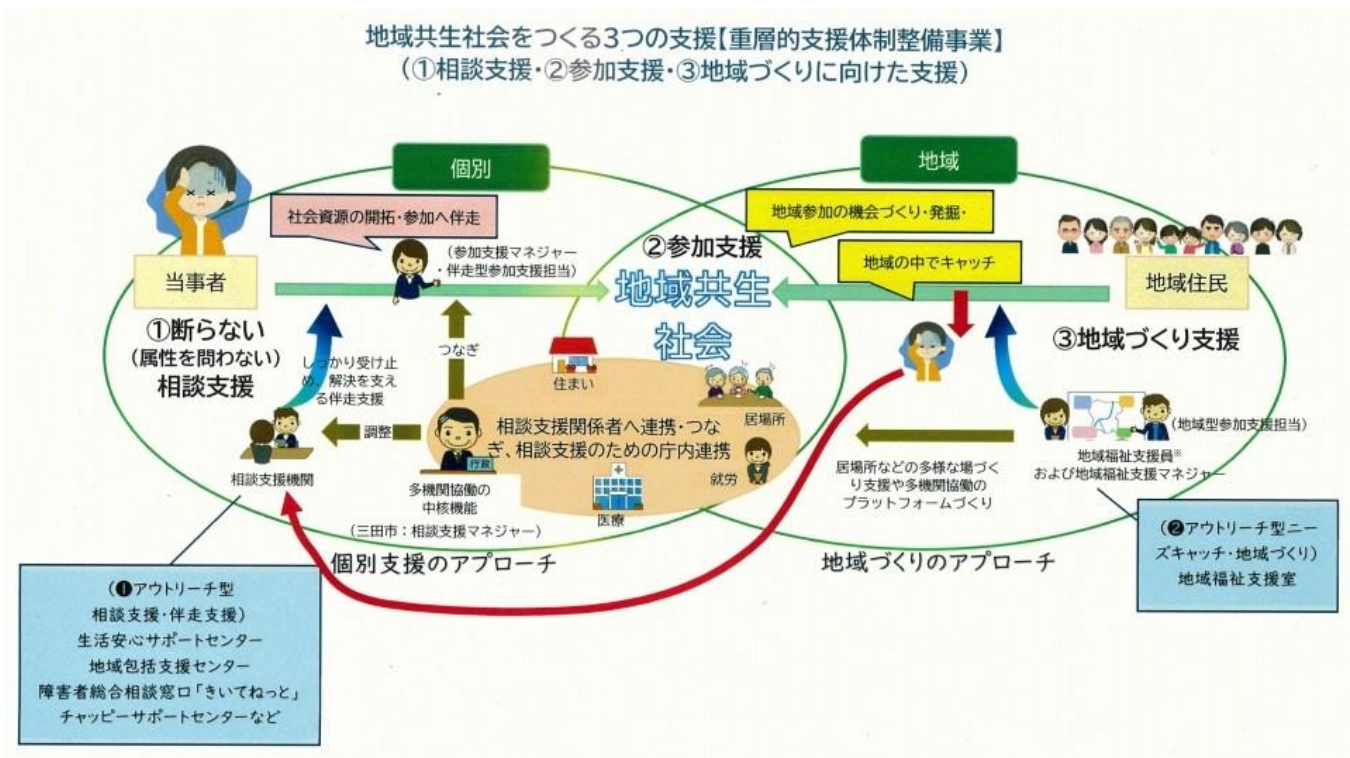
本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

(2) 参加支援（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援

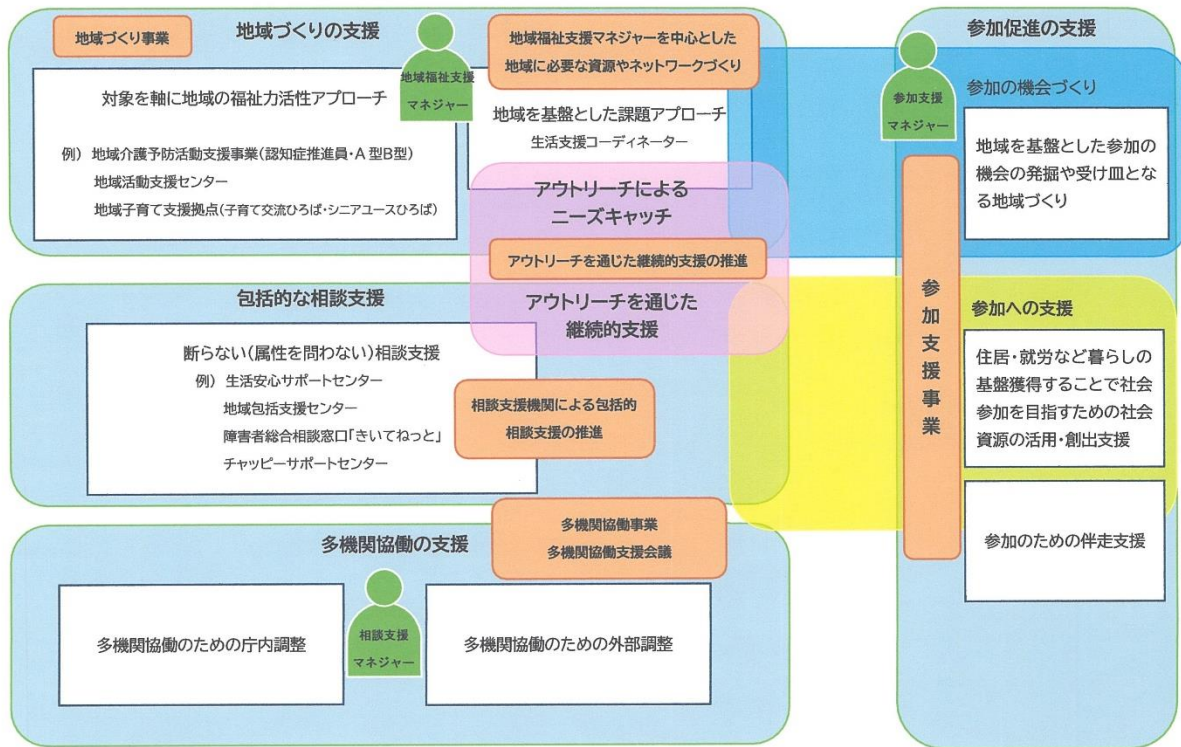
(3) 地域づくり支援（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援

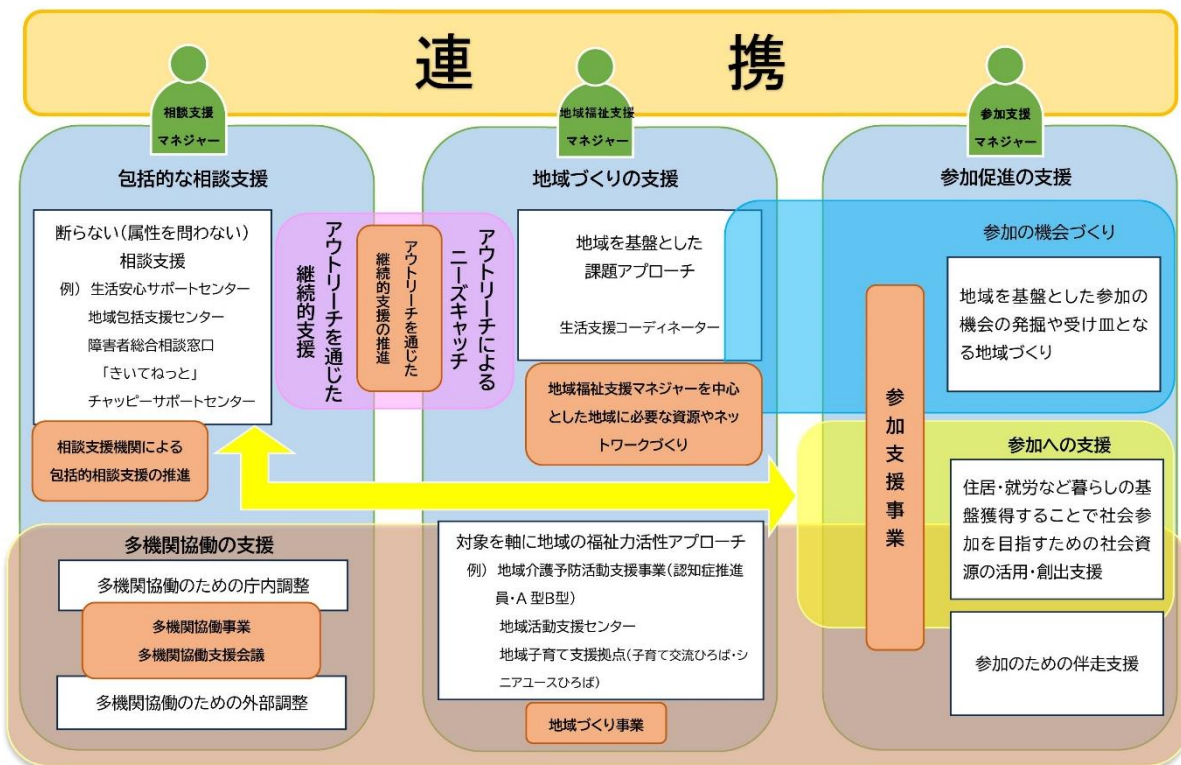


< 出典：「第 3 次地域福祉推進計画」（三田市社会福祉協議会） >

●三田市版重層的支援体制整備事業イメージ図(各支援領域の相関図)



●三田市版重層的支援体制整備事業イメージ図(各支援マネジャーを中心とした相関図)



8 取り組み

基本方針1 多機関が連携・協働する包括的な相談支援体制づくり

【重点項目】

- ◆各分野の相談窓口において、ひとつのサービスや制度では対応できない複雑化・複合化した課題に対し、包括的に相談を受けとめ、各支援機関等の多機関が分野横断的に情報共有を図り、協働して解決に向けて取り組むための仕組みとして、相談支援マネジャーを配置し、課題解決を図っていく体制を構築します。

- ◆多様な主体が連携・協働して解決に取り組んだ複雑化・複合化した課題について、アセスメントを行うとともに、多機関で事例を共有し、多機関協働による円滑な課題解決の相互理解と今後の実践に活かしていきます。

- ◆身近な地域で、子どもから高齢者までの全世代の相談を受けとめるため、地域福祉支援員が、サロン等の地域福祉活動のコーディネートを通じた市民の変化や困りごとを把握します。

【施策の展開】

○包括的な相談支援体制の推進

生活課題を抱えた人や世帯に関する相談が相談支援機関等にあった場合、相談のあった相談支援機関等が担当しない分野を含む場合であっても、一旦相談を受け止め、複数の関係機関で連携して対応する包括的な相談支援体制を推進します。

○多機関協働の推進

多数の生活課題が複雑に絡み合い、解決の糸口が掴めない世帯や、支援拒否が強く、なかなか支援につながらない人や世帯については、関係する相談支援機関等の構成員による会議体（多機関協働支援会議）において、支援の方策等を検討します。また、会議において複数の相談支援機関等が実施する支援の方向性をとりまとめ、継続して情報の共有を行う等、多機関協働をコーディネートする役割を相談支援マネジャーが担います。

○地域団体等との連携の推進

地域の交流・活動の場の運営者、地域で福祉活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の様々な団体と連携するため、市レベル・地区レベルで関係者が集まる会議を開催し、重層的支援体制整備事業にかかる参考事例の共有や取り組みの周知を行い、事業への協力を求めます。

【施策を推進する事業】

事業名等	事業概要
相談支援機関による包括的相談支援の推進	相談支援機関等が、単独で支援を行うことができない世帯に他の相談支援機関等と連携した対応を推進するため、研修等を実施。
多機関協働事業	複合的な課題等への対応で、相談支援機関等の役割分担の整理が必要な場合に、支援に関わる相談支援機関等が参加する多機関協働支援会議を開催し、連携した支援を実施。
多機関協働支援会議	相談支援機関等により、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等を有する人や世帯への支援が包括的かつ早期に提供される体制を整備することを目的として協議を行う。
アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進	包括的な相談支援を担う相談支援機関において、必要な支援が届いていない人や世帯に支援を届けるため、訪問等により直接、継続的に関わり、信頼関係を構築し、生活課題の解消に向けた支援を実施。支援対象者の把握や見守りには、地域住民等と連携。

基本方針2 多様な社会参加に向けた支援

【重点項目】

- ◆参加支援マネジャーを配置し、居場所づくりのマッチング、就労体験、中間的就労、ボランティア活動といった社会参加へのきっかけづくりに取り組むなど、社会的自立に向けて寄り添った支援を実施します。

【施策の展開】

○社会参加のための支援の推進

参加支援事業者が、生活課題を抱え地域から孤立する人や世帯と、地域における交流・活動の場とのマッチングを行い、その後もフォローアップする等、必要な支援を行います。

○社会参加に向けた準備の場の整備

地域から孤立する人や世帯が、社会参加に向けて前向きな気持ちになることができるよう、各相談支援機関、社会福祉法人、NPO法人等が運営している中間的就労の場等の社会参加の準備のための居場所を活用します。

また、支援を受けることに前向きになった人や世帯の社会参加に向けた準備を行う居場所を地域づくり支援等とも連携して整備するとともに、その人の特技等を活かして「支える側」としても社会参加できるように支援します。

○地域における様々な活動の把握

支援が必要な人や世帯と、地域における交流・活動の場や地域で福祉活動を行う団体をマッチングするため、高齢者、障害者、子ども、外国人等の対象者に応じた、地域における様々な活動を把握し、相談支援機関等に情報提供を行います。

【施策を推進する事業】

事業名等	事業概要
参加支援事業	地域から孤立する人や世帯などが、社会参加するための準備、地域における交流・活動の場とのマッチングやフォローアップなどの支援を実施。
地域福祉支援マネジャーを中心とした地域に必要な資源やネットワークづくり	地域課題の集約・分析や多世代が立ち寄れる居場所づくりや、SNS等を活用した誰もが気兼ねなく参加できるゆるやかなコミュニティづくり等、地域に必要な資源やネットワークづくり。

基本方針3 つながり、支えあう地域づくりに向けた支援

【重点項目】

- ◆地域福祉支援マネジャーを中心に地域課題の集約・分析を行い、子どもから高齢者まで、多世代が立ち寄れる居場所づくりや SNS 等を活用した誰もが気兼ねなく参加できるゆるやかなコミュニティづくり等、地域に必要な資源やネットワークづくりを進めます。

【施策の展開】

○地域における多様な交流・活動の場との連携

市や相談支援機関等が把握、支援している様々な生活課題を抱えた人や世帯について、支援対象者の世代や属性に応じた多様な交流・活動の場の把握に努めるとともに、既存の地域における交流・活動の場において、世代や属性の枠を超えた対象者の受け入れがされるよう、受入事例の紹介等をはじめとした働きかけを実施します。

○地域と相談支援機関等との連携促進

地域における交流・活動の場の運営主体や地域で福祉活動を行う団体が把握している生活課題を抱えた人や世帯が、支援につながるようにするため、地域と相談支援機関等とのネットワークを構築します。

○地域の様々な活動のネットワークづくり

地域における交流・活動の場の運営主体や地域で福祉活動を行う団体が、様々な生活課題を抱えて孤立する人や世帯を把握した場合において、連携できる体制を整え、相互に参加者や担い手を紹介しあえるような顔の見える関係づくりができるネットワークを構築します。

【施策を推進する事業】

事業名等	事業概要
地域づくり事業	各分野で実施する地域づくりの取り組みを活用しながら、世代や属性の枠を超えて受け入れがされる交流・活動の場を拡充。
アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進（アウトリーチによるニーズキャッチ）	市内6圏域に配置した地域福祉支援員が日常的に実施する地域支援活動等を通じたニーズキャッチや、関係者と連携しながら要支援者に継続的に繋がり続ける取り組み。

9 事業の推進体制

【全体運用】

○マネジメント機関（組織）

当面は、重層的支援体制整備事業の所管課・部でその役割を担いつつ、状況を見定めながら必要な場合は、マネジメント機関（組織）を検討することとします。

○推進機関（会議体）

「多機関協働支援会議」の全体会議等において、取組方針等の協議や必要な支援体制の検討を行い、体制整備を進めます。次の2つの会議の役割を持ちます。

◆社会福祉法に基づく「支援会議」

法第106条の6に基づく会議体で、構成員に守秘義務が課せられます。次の3つの会議で構成します。

① 全体会議

庁内関係課と庁外関係機関の管理職級で構成。年2回程度の開催を想定。
・取組方針等の協議、必要な支援体制の検討等

② 実務者会議

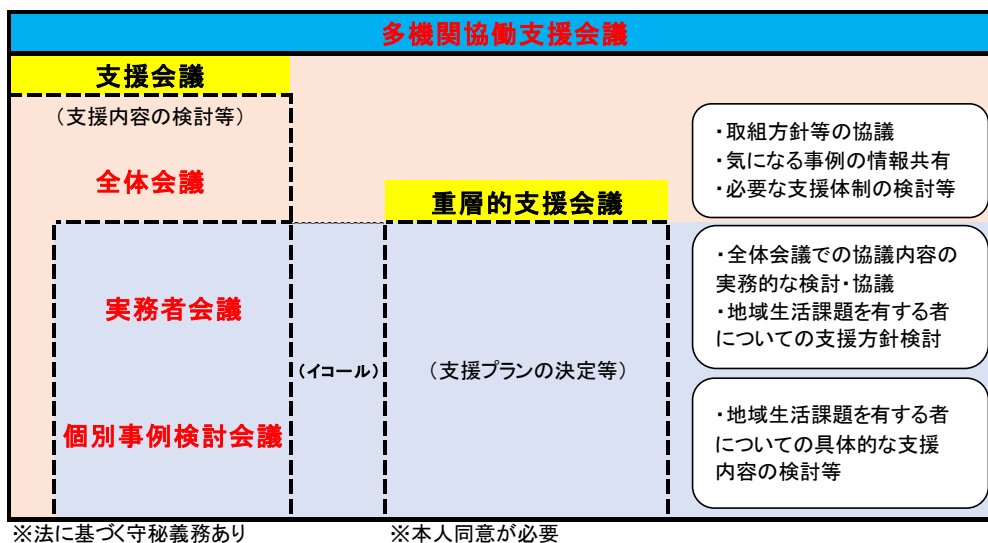
構成機関の内、事案に応じた課等の監督職級で必要に応じ随時開催
・全体会議での協議内容についての実務的な検討・協議
・関係機関が把握している地域生活課題を有する者についての情報共有
・地域生活課題を有する者についての支援方針の検討等

③ 個別事例検討会議

構成機関の内、事案に応じた課等の担当者で必要に応じ随時開催
・地域生活課題を有する者についての具体的な支援内容の検討等

◆「重層的支援会議」

「重層的支援体制整備事業」に規定される会議体で、本人同意の上で、具体的な支援プランについての協議・評価等を行います。本人同意が得られた場合に、上記②と③に相当する会議として開催します。



【事業間連携】

○(仮称)支援マネジャー定例会

3つの支援のマネジャー（相談支援マネジャー、地域福祉支援マネジャー、（仮称）参加支援マネジャー）による定例会を月1回程度開催し、事業間の調整や課題共有などを図ります。

○(仮称)3支援連絡会

3つの支援（相談支援、地域づくり支援、参加支援）の各マネジャーと担当者による事業間の具体的な調整や課題共有などの場。月1回程度の開催を基本とし、必要に応じ随時開催する。

○(仮称)多機関協働推進員

「多機関協働支援会議」の構成組織（庁内・庁外）の内、相談業務に関係が深い部署に担当者から監督職級による(仮称)多機関協働推進員を配置し、各部署内における日々の相談業務や必要な支援機関との連携のバックアップ等を担います。

また、多機関協働支援会議での協議内容や情報を所属部署へフィードバックを行います。

10 重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制について

重層的支援体制整備事業は、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を、一体的かつ重層的に整備する事業です。(社会福祉法第106条の4第2項に規定)

法第106条の4 第2項	事業名／機能	既存制度の対象事業等	
第1号	イ	包括的相談支援事業 本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援	【介護】地域包括支援センターの運営(地域包括支援センター)
	ロ		【障害】障害者相談支援事業(障害者総合相談窓口 きいてネット)
	ハ		【子ども】利用者支援事業(子ども家庭センター他)
	ニ		【困窮】自立相談支援事業(生活安心サポートセンター)
第2号	参加支援事業 本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援	<R7より実施予定> ◆参加支援マネジャー1名を配置(予定)	
第3号	イ ロ ハ ニ 地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援	【介護】地域介護予防活動支援事業(いきいき百歳体操)	
		【介護】生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)	
		【障害】地域活動支援センター事業(創作活動・生産活動の機会提供)	
		【子ども】地域子育て支援拠点事業(多世代交流館他)	
		【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等によるニーズキャッチや継続的に繋がり続ける機能	<R5より社会福祉協議会委託で実施> ◆地域福祉支援マネジャー1名、地域福祉支援員6名を配置	
第5号	多機関協働事業 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	<R5より市直営で実施> ◆相談支援マネジャー1名を配置 ◆多機関協働支援会議を設置	
第6号	支援プラン策定事業	※多機関協働事業と一体的に実施	

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

- ◆属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ◆支援機関のネットワークで対応する
- ◆複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

実施する事業	実施体制
<p>分野：高齢</p> <p>(ア) 地域包括支援センターの運営 【第1号のイ】</p> <p>主に高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関。介護で困った事や生活課題などに対し、関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援などにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。</p>	<p>【実施方式】委託方式</p> <p>【支援機関】地域包括支援センター（市内6圏域 6箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三田市地域包括支援センター 担当地区：三田、三輪南（三輪・松が丘小学校区） 三田市総合福祉保健センター2階 （三田市社会福祉協議会/三田市川除） ● フラワー地域包括支援センター 担当地区：フラワータウン 特別養護老人ホームゼフィール三田1階 （社会福祉法人敬寿記念会/三田市富士が丘） ● ウッディ地域包括支援センター 担当地区：ウッディタウン、カルチャータウン ウッディタウン市民センター1階 （三田市社会福祉協議会/三田市けやき台） ● 藍地域包括支援センター 担当地区：藍 特別養護老人ホームさんすい園1階 （社会福祉法人三翠会/三田市下相野） ● 三輪北・小野・高平地域包括支援センター 担当地区：三輪北（志手原小学校区）、小野、高平 特別養護老人ホームサンウエスト1階 （社会福祉法人こすもす/三田市小野） ● 広野・本庄地域包括支援センター 担当地区：広野、本庄 三田温泉病院内（医療法人敬愛会/三田市東山） <p>【所管課】 高齢者支援課</p>
<p>分野：障害</p> <p>(イ) 障害者相談支援事業 【第1号のロ】</p> <p>障害のある人の自立と社会参加の促進、地域生活の支援に加え、市内相談支援事業所に対する研修の企画・実施等による人材育成や困難ケースの後方支援、地域の各種機関との連携強化を行っています。</p>	<p>【実施方式】委託方式</p> <p>【支援機関】障害者総合相談窓口（きいてネット） 市内1箇所（総合福祉保健センター内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三田市障害者基幹相談支援センター （委託先）社会福祉法人 光耀会 ● 三田市障害者生活支援センター （委託先）医療法人社団 青山会 ● 三田市精神障害者支援センター （委託先）特定非営利活動法人あすなる ● 三田市障害者就業支援センター （委託先）特定非営利活動法人 WELnet さんだ <p>【所管課】 障害福祉課</p>

分野:子ども**利用者支援事業【第1号のハ】**

<p>○特定型</p> <p>保育利用者支援員(保育コンシェルジュ)を配置し、就学前までの児童の保護者を対象に窓口や電話で、個々のニーズに応じて、保育施設や子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を実施。また、保育施設等の情報収集や関係機関の連絡調整などを通じて利用者支援を行います。</p>	<p>【実施方式】直営</p> <p>【圏域】市内1箇所</p> <p>【支援対象者】就学前の児童の保護者</p> <p>【所管課】保育振興課</p>
<p>○基本型</p> <p>こども及び保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、専門研修を受けた子育て支援員等が当事者目線の寄り添い型の支援を行います。</p>	<p>【実施方式】直営</p> <p>【支援機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フラワーチャッピーサポートセンター (多世代交流館子育て交流ひろば/サンフラワービル内) ● ウッディチャッピーサポートセンター (ウッディタウン市民センター2階プレイルーム) <p>【所管課】子ども政策課</p>
<p>○こども家庭センター型</p> <p>母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行っている。また、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応など市</p>	<p>【実施方式】直営</p> <p>【支援機関】</p> <p><母子保健機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本庁チャッピーサポートセンター (三田市役所本庁舎子ども政策課) ● 保健センターチャッピーサポートセンター (三田市総合福祉保健センター子ども政策課) <p><児童福祉機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭児童相談室 (三田市役所本庁舎子ども家庭課) ● 青少年育成センター (三田市役所本庁舎子ども育成課) <p>【所管課】子ども政策課・子ども家庭課・子ども育成課</p>

<p>町村としての相談支援体制を構築し、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行います。</p>	
<p>分野:生活困窮 生活困窮者自立相談支援事業 【第1号の二】 経済的な困りごとなどを抱える人や世帯に対するワンストップ機能を担う相談窓口として、対象者に寄り添いながら、関係機関と連携した支援を提供します。</p>	<p>【実施方式】委託方式 【支援機関】三田市生活安心サポートセンター (総合福祉保健センター1階) 【自立相談支援事業】 相談員が生活上の困りごとを伺い、実現したい生活に向けて一緒に目標を定め、そのために必要となる就労支援などの支援プランを作成します。必要に応じてプランを見直ししながら自立に向けて継続的に支援します。 【住居確保給付金】 離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。 【所管課】地域福祉課</p>

(2) 参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)

- ◆ 社会とのつながりを作るための支援を行う
- ◆ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
- ◆ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

実施する事業	実施体制
<p>分野: 複雑・複合化した課題を抱える市民 (ウ) 参加支援事業 【第2号】 複雑・複合化した課題を抱え、社会的孤立や貧困にある当事者を地域とのつながり、社会へ参加できるようサポートを行います。交流の場作りから就労支援、居住支援など当事者の抱える課題に応じた対応が必要であり、解決に向けた、地域事業者や住民と連携しながら取組みを進めます。</p>	<p>令和7年度からの実施に向けて準備中 参加支援マネジャー配置予定</p>

(3) 地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)

- ◆ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ◆ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ◆ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

実施する事業	実施体制
<p>分野：高齢</p> <p>(エ) 地域介護予防活動支援事業</p> <p>【第3号のイ】</p> <p>主に高齢者を対象にした地域住民が主体となって取り組む「いきいき百歳体操」を始めとした通いの場の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動立ち上げの際の体操の説明・指導、運営に関わる相談 ・活動継続支援(交流会や体力測定等) 	<p>【実施方式】委託方式</p> <p>【支援機関】地域包括支援センター（市内6圏域 6箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三田市地域包括支援センター 担当地区：三田、三輪南(三輪・松が丘小学校区) 三田市総合福祉保健センター2階 (三田市社会福祉協議会/三田市川除) ● フラワー地域包括支援センター 担当地区：フラワータウン 特別養護老人ホームゼフィール三田1階 (社会福祉法人敬寿記念会/三田市富士が丘) ● ウッディ地域包括支援センター 担当地区：ウッディタウン、カルチャータウン ウッディタウン市民センター1階 (三田市社会福祉協議会/三田市けやき台) ● 藍地域包括支援センター 担当地区：藍 特別養護老人ホームさんすい園1階 (社会福祉法人三翠会/三田市下相野) ● 三輪北・小野・高平地域包括支援センター 担当地区：三輪北(志手原小学校区)、小野、高平 特別養護老人ホームサンウエスト1階 (社会福祉法人こすもす/三田市小野) ● 広野・本庄地域包括支援センター 担当地区：広野、本庄 三田温泉病院内(医療法人敬愛会/三田市東山) <p>【所管課】高齢者支援課</p>
<p>分野：高齢</p> <p>(オ) 生活支援体制整備事業</p> <p>【第3号のロ】</p> <p>地域資源の把握や、地域での高齢者を始めとする多様な世代への生活支援体制構築に向けた団体・人材の育成とネットワーク構築、ニーズと取り組みのマッチングのコーディネート業務などを行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(ケ)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【第4号】と一体実施</p> </div>	<p>【実施方式】委託方式</p> <p>【支援機関】三田市社会福祉協議会</p> <p>地域福祉支援マネージャー(1名配置) 担当：市全域(三田市総合福祉保健センター)</p> <p>地域福祉支援室(地域福祉支援員：1名/室配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三田三輪地域福祉支援室 担当地区：三田、三輪(総合福祉保健センター/川除) ● 広野本庄地域福祉支援室 担当地区：広野、本庄(広野市民センター/上井沢) ● 小野高平地域福祉支援室 担当地区：小野、高平(高平ふるさと交流センター/布木) ● 藍地域福祉支援室 担当地区：藍(藍市民センター/大川瀬) ● フラワー地域福祉支援室 担当地区：フラワータウン (フラワータウン市民センター/武庫が丘) ● ウッディカルチャー地域福祉支援室 担当地区：ウッディタウン、カルチャータウン (ウッディタウン市民センター/けやき台)

	【所管課】高齢者支援課
分野：障害 (カ) 地域活動支援センター事業 【第3号のハ】 障害のある人等に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。	【実施方式】 補助 【支援機関】 作業所ゆう（NPO 法人 ネットワークゆう/池尻） 第2にじの家（NPO 法人 ミレニアム/大原） 【所管課】 障害福祉課
分野：子ども (キ) 地域子育て支援拠点事業 【第3号のニ】 子育て中の親子等が気軽に立ち寄れるよう市直営や教育機関、法人への委託、子育て支援団体等によるひろば開催など様々な形でひろばを設置しています。地域における親子等が相互の交流を行う場の提供や交流の促進、子育て情報の提供や相談業務、ノウハウを活用した講座の開催等を行います。	【実施方式】 直営：多世代交流館 委託：駅前子育て交流ひろば 補助金：地域子育て支援センター みな・とっちひろば 市主体：ウッディ子育て交流ひろば 【支援機関】 多世代交流館（直営）・NPO 法人保育ネットワークミルク 学校法人湊川相野学園湊川短期大学・シルバー人材センター 【所管課】 子ども政策課
分野：生活困窮 (ク) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 【第3号】 地域の福祉ニーズや地域課題の把握などを行ったうえで、多世代が自由に参加・交流できる拠点の整備や住民の身近な区域における話し合いの場づくり、多様な主体がつながるプラットフォームの整備などを実施します。	令和7年度からの実施に向けて準備中

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

- ◆支援が届いていない人に支援を届ける
- ◆本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
- ◆会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける

実施する事業	実施体制
<p>(ケ) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【第4号】</p> <p>長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人などに支援を届けるための取り組み。</p> <p>(オ)生活支援体制整備事業【第3号のロ】と一体実施</p>	<p>【実施方式】 委託方式</p> <p>【支援機関】 三田市社会福祉協議会 地域福祉支援マネージャー(1名配置) 担当:市全域 (三田市総合福祉保健センター) 地域福祉支援室(地域福祉支援員:1名/室配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 三田三輪地域福祉支援室 担当地区:三田、三輪 (総合福祉保健センター/川除) ● 広野本庄地域福祉支援室 担当地区:広野、本庄(広野市民センター/上井沢) ● 小野高平地域福祉支援室 担当地区:小野、高平(高平ふるさと交流センター/布木) ● 藍地域福祉支援室 担当地区:藍(藍市民センター/大川瀬) ● フラワー地域福祉支援室 担当地区:フラワータウン (フラワータウン市民センター/武庫が丘) ● ウッディカルチャー地域福祉支援室 担当地区:ウッディタウン、カルチャータウン (ウッディタウン市民センター/けやき台) <p>【所管課】 地域福祉課</p>

(5) 多機関協働事業 (法第 106 条の4第2項第 5 号)

- ◆市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ◆支援関係機関の役割分担を図る
- ◆重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

実施する事業	実施体制
<p>(コ) 多機関協働事業 【第5号】 (支援プラン策定事業【第6号】を含む)</p> <p>重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制を構築できるよう支援を行っています。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係の役割分担や支援の方向性を定め、重層的支援体制整備事業の中核を担います。</p>	<p>【実施方式】 直営</p> <p>【支援機関】 地域福祉課 相談支援マネージャーを配置</p> <p>三田市では、庁内外の関係機関による会議体「三田市多機関協働支援会議」を設置するとともに、地域生活課題を抱えた人の課題解決につなげる仕組みづくりを進めています。この「三田市多機関協働支援会議」は、重層的支援体制整備事業を推進するために、次の2つの会議の役割を持ちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉法に基づく「支援会議」 <ul style="list-style-type: none"> ①全体会議(庁内関係課と庁外関係機関の管理職級で構成。) ②実務者会議 (事案に応じた課等の監督職級で必要に応じ随時開催) ③個別事例検討会議 (事案に応じた課等の担当者で必要に応じ随時開催) ◆重層的支援会議 本人同意の上で、具体的な支援プランについての協議・評価等を実施します。 <p>【所管課】 地域福祉課</p>